

2026年4月8日

一部の郵送ハガキ発行の有料化について

静岡ガス株式会社（代表取締役 社長執行役員 松本尚武、以下「静岡ガス」）と、そのグループ会社で電力事業を展開する静岡ガス&パワー株式会社（代表取締役 取締役社長 藤田猛）は、環境に配慮したペーパーレス化の推進に加え、昨今の郵送費高騰の中でも安定的なサービス提供を継続するための取り組みとして、2026年10月より一部郵送ハガキの発行を有料化することといたしました。

1. 有料化の概要

2026年10月発行分より、以下の帳票を郵送で希望される場合に郵送ハガキの発行手数料を申し受けます^{※1}。

郵送ハガキの種類	発行手数料 (税込)	対象のお客さま
ガス料金等請求書	160円/通	静岡ガスの都市ガスまたは SHIZGAS でんきをご利用で、ガス料金等請求書ハガキを郵送でお受け取りの方
電気料金内訳書	160円/通	SHIZGAS でんきをご利用で、電気料金内訳書ハガキを郵送でお受け取りの方
ガス料金等払込通知票 (振込通知書)の再発行分	350円/通	ガス料金等払込通知票(振込通知書)の再発行 ^{※2} をご依頼される方

※1 「静岡ガスからのお知らせ 検針票」は引き続き無料で発行します

※2 初回発行分は無料です

2. ガス料金等請求書ハガキ・電気料金内訳書ハガキ^{※3}がご不要な場合

- 今後、ハガキの郵送停止をご希望の場合^{※4}は、専用サイト (<https://www.shizuokagas.co.jp/info/notice/paperless-notice.html>) または以下【お問合せ先】からお手続きをお願いします。
- 専用サイトでお手続きの際は、不要となる種類のハガキをお手元にご用意ください。
- 有料化の対象となる2026年10月発行分からのハガキの郵送を停止するには、2026年9月23日(水)までにお手続きをお願いします。

※3 ガス料金等請求書ハガキ、電気料金内訳書ハガキのサンプルは以下「(ご参考)」に掲載しています

※4 ガス料金等請求書ハガキ、電気料金内訳書ハガキの両方が不要の場合は、それぞれ個別の手続きが

必要です

3. 無料で使用可能な代替手段

- (1) ガス料金等請求書ハガキ、電気料金内訳書ハガキをご利用の方
ご通知内容は静岡ガス会員サイト「Web エネリア」(<https://member.shizuokagas.co.jp/login>)にて過去2年分をご確認いただけます。
- (2) ガス料金等払込通知票（振込通知書）の再発行をご希望される方
SMS（ショートメッセージ）での再発行を実施します（2026年10月より開始）。

4. ご契約内容（約款）の変更

- ・2026年10月1日付で都市ガスおよび電気の約款を改定し、郵送ハガキの発行手数料に関する規定を追加します。
- ・ガス事業法および電気事業法に基づく変更周知は、2026年9月および10月に実施します。

静岡ガスグループは、本有料化を通じて環境保護への貢献と安定したサービス維持を両立してまいります。

【本件に関するお問合せ先】

静岡ガスお客さまコンタクトセンター

TEL：0570-020-161（ナビダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日 8:45～19:00

土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月4日）・5月1日 8:45～18:00

以上

